

国保のお知らせ

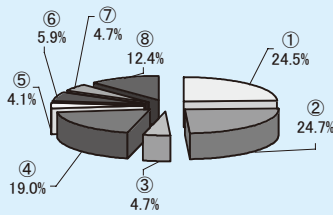
国民健康保険特別会計

21年度予算(本算定)決定

国保会計は、例年6月の議会に補正予算を計上してあります。5月に明らかになる前年度の決算見込額を元に今年度の予算額を再算定します。その内訳は、左の円グラフのとおりです。

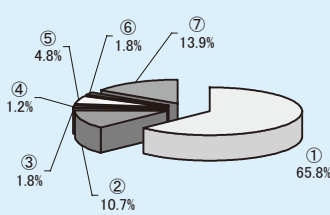
平成20年度の歳入歳出差引額では2億8,104万円の黒字が見込まれ、実質単年度収支でも黒字となる見込です。しかしながら、昨今の経済情勢や新型インフルエンザの流行等が今年度以降の国保会

歳入



①国保税	1,460,470
②国庫支出金 (国からの負担金、補助金)	1,472,296
③療給交付金 (退職被保険者分交付金)	282,552
④前期高齢者交付金	1,133,008
⑤県支出金 (県からの負担金、補助金)	246,202
⑥繰入金 (一般会計、基金からの繰入金)	353,102
⑦繰越金	281,047
⑧その他収入 (共同事業交付金 (高額医療費共同収入分) 財産収入 (基金の利子) 諸収入)	734,362
歳入計	5,963,039

歳出



①保険給付費 (医療費等)	3,737,575
②後期高齢者支援金	758,345
③老健拠出金 (老人保健受給者の医療費拠出金)	15,659
④保険事業費 (特定検診事業費等)	89,580
⑤介護納付金	315,820
⑥総務費 (人件費、事務費等)	114,071
⑦その他支出 (前期高齢者納付金 共同事業拠出金 (高額医療費共同支出分) 基金積立金 (基金利子) 諸支出金 予備費)	931,989
歳出計	5,963,039

計運営に大きな影響を与えることが予想され、決して余裕のある運営状況というわけではありません。

医療分、介護分、後期高齢者支援分の税率が変わります

税率の算定にあたっては、過去の医療費の実績や被保険者数の伸びなどを基本に市全体での必要額を算定し、旧市町毎の加入世帯数、被保険者数、総所得金額、固定資産税総額の違いに応じて算定しています。

医療分は平成18年度より旧市町別に不均一課税を実施していますが、必要額の伸びと合併時の協定により調整した結果、下表のとおり税率を改定します。

介護分、後期高齢者支援分については統一税率となっています。いずれも、本年度の必要額が昨年度を上回ったので、昨年度の税率から引き上げとなっています。

しかしながら、急激な税率上昇を避けるため、前年度繰越金(2億8,104万円)と県交付金(2千万円)を税負担軽減のため充当しました。

なお、適用される税率は、本年4月1日現在の住所地における税率となります。

平成21年度 国保税率

	医療分				後期高齢者支援分	介護分
	二本松地域	安達地域	岩代地域	東和地域		
所得割額	4.91%	4.85%	5.10%	5.11%	2.50%	1.35%
資産割額	22.20%	19.40%	24.00%	25.20%	11.40%	7.30%
均等割額	18,900円	18,200円	17,200円	17,300円	9,400円	8,400円
平等割額	16,600円	16,300円	16,000円	16,200円	8,100円	4,800円

国保税の減免について

平成21年度に限り、会社都合による離職等により国保に加入し、資産の活用を図ったにもかかわらず国保税の納付が困難な場合は、申請により国保税の減免が受けられる場

合がありますのでご相談ください。

国民健康保険高齢受給者証の更新について

70歳から74歳の方で国民健康保険加入者の方に、新しい有効期間の高齢受給者証を郵送しています。

8月1日以降に医療機関を受診される場合には、新しい受給者証を保険証と一緒に提示してください。

限度額適用認定証をお持ちの方へ

限度額適用認定証更新日は毎年8月1日となっています。まだ、更新の手続きを済ませていない方は、認定証、国保被保険者証を持参のうえ、交付申請をしてください。

また、限度額適用認定証をお持ちでない方で新たに入院される場合は、認定証を提示すると医療機関での自己負担額が世帯に応じた一定額まで引き下げられるので、認定証の交付申請をしてください。

お問い合わせ:

国保年金課国保年金係
☎(55)5106